自家広告物 案内広告物 自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所又は営業所、作業場に表示、設置するもの 伊豆の国商店

広告の種類

一般広告物

自家広告物や案内

図板に該当しない広

反射炉

告物

| 規制地域 | | | | | この先左折 | できました |
|---|------------------------|--|--------------------------|------------------------|-------------------|-------------------|
| 特別規制地域 (原則、屋外広 告物の表示等を 禁止している地 域) | 第1種特別規制地域 | 特に良好な住環境の 形成や自然環境、 歴史景観の保存が 望まれる地域 国道の沿道など広告 | 表示面積5㎡以内は 許可申請不要 - | 申請不要の表示面積を超えた場合、すべての広告 | 全て許可申請が必要 注 1) | 設置不可 |
| | 第2種特別 規制地域 | 物が集中する恐れの 高い地域や都市公 園や学校などの公共 性の高い施設の敷地 | | | | |
| 普通規制地域 (原則、屋外広 告物の表示に際 し、事前に許可を 受けなければなら ない地域) | 第1種普通 規制地域 | 市街地や主要な道路などの沿線の地域 | 表示面積10㎡以内は 許可申請不要 | | 全て許可申請が必要 | 全て許可申請が必要 注 2) |
| | 第2種普通規制地域 | 活発な商業活動が行われる地域 | 表示面積20㎡以内は 許可申請不要 | | | 全て許可申請が必要 |
| 広告整備地区 (地区の特性に 合わせて、規制の 強化を図る地域) | 韮山反射炉周辺広告整備地区 | | 表示面積4㎡以内は 許可申請不要 | [告物の許可が必要 | 全て許可申請が必要 注 1) | 設置不可 |
| | 国道136号バイパス沿道 広告整備地区 | | 表示面積5㎡以内は 許可申請不要 | | | |

注 1)野立てもの、電柱や街灯柱などを利用するもの、消火栓標識柱を利用するもの以外への広告物設置は不可。

注 2)告示で指定する幹線道路の両側 100m 以内又は鉄道の両側 500m 以内かつ用途地域以外の区域(後退距離規制適用地域)は、野立ての一般広告物は禁止。